

ふじみ野市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を除いたものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4（略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を除いたものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4（略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が5万5,000円を超えるときは、<u>支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を</u></p>

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額  
(定年前再任用短時間勤務職員及びふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年ふじみ野市条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及びふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年ふじみ野市条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5・6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

8 (略)

(特殊勤務手当)

第10条の2 特殊勤務手当の種類及び手当の額は、次のとおりとする。

(1)～(12) (略)

(13) 臨時に特殊自動車等の運転業務に従事する職員の特殊勤務手当は、1日につき500円とする。

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 (略)

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

6 (略)

(特殊勤務手当)

第10条の2 特殊勤務手当の種類及び手当の額は、次のとおりとする。

(1)～(12) (略)

(13) 臨時に特殊自動車の運転業務に従事する職員の特殊勤務手当は、1日につき500円とする。

2 (略)

- 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

ふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当は、支給しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当及び住居手当は、支給しない。</p>

ふじみ野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>附 則(令和4年条例第29号)抄</p> <p>(ふじみ野市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第14条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後のふじみ野市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(次条において「新派遣条例」という。)第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>第15条 暫定再任用短時間勤務職員に対する新派遣条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定す</p>	<p>附 則(令和4年条例第29号)抄</p> <p>(ふじみ野市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第14条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後のふじみ野市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(次条において「新派遣条例」という。)第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>第15条 暫定再任用短時間勤務職員に対する新派遣条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定す</p>

る短時間勤務の職を占めるもの」とする。

る短時間勤務の職を占めるもの」とする。

ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>附 則(令和4年条例第32号)抄                      (ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>附 則(令和4年条例第32号)抄                      (ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3～6 (略)</p>